

専決処分第 13 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により下記のとおり専決する。

平成 25 年 9 月 25 日

四万十町長 高瀬 満伸

損害賠償の額を定めることについて

- | | | | |
|---|-------|---|-----|
| 1 | 相手方 | 住所 | (略) |
| | | 氏名 | (略) |
| 2 | 事故の概要 | 平成 25 年 8 月 11 日午後 1 時 00 分頃、自動車で町道里川屋敷線を走行中、道路脇の山手から落石があり、車体を損傷したもの。 | |
| 3 | 損害賠償金 | 金 94,185 円
内訳（車両修理費用） | |